

陳情第127号	受理年月日	令和4年12月7日
付託委員会	総務財政委員会	
件名	マスク不要時におけるマスク着用について	
要旨	<p>コロナ禍によりマスク着用を余儀なくされ、人と人との顔を見て話すことがなくなってからかなりの期間が経過した。</p> <p>現在、厚生労働省のホームページを確認すると、屋外では季節を問わず、マスクの着用は原則不要です、屋内では距離が確保でき会話をほとんど行わない場合を除き、マスクの着用をお願いしますとある。つまり屋内でも距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合はマスクの着用は不要と解釈できる。</p> <p>しかしながら長期間のマスク着用が当然となっているためか、なかなか屋外でさえマスクを外している方を見かけない。そのような中でマスクを外すことはとても勇気が必要である。</p> <p>したがって、積極的に北九州市からも厚生労働省と同じ呼びかけを改めて市民に行うとともに、北九州市職員が率先して条件がそろったときはマスクを外していただきたい。</p> <p>マスクを着用するととても息苦しい。しかし人目を気にして外せないという話は本当によく聞く。</p> <p>については国の判断基準どおりマスク不要の際は、マスクを外せるよう率先して見本となっていたいただきたい。</p>	